

京町家の保全・継承に活用できるその他支援制度

B1

京町家まちづくりファンド改修助成事業

まちづくりの活動拠点となる京町家を伝統的意匠にする工事、歴史的町並み景観の修景の取組に対して、工事費用の一部を助成します。

検索

B3

京町家カルテ・京町家プロフィール

御所有の京町家の価値を理解いただき、愛着を持って今後の維持・管理・継承等に役立てていただくため、京町家カルテ・京町家プロフィールを作成します（有料）。

京町家カルテ

京町家の価値を「基礎情報」「文化情報」「建物情報」「間取図」の構成でまとめた資料

京町家プロフィール

京町家の外観に関する情報をまとめた資料

検索

C

空き家活用・流通支援専門家派遣

戸建て・長屋建ての空き家を活用・流通させようとする場合に必要な助言や劣化状況の診断を行う専門家（建築士・地域の空き家相談員）を無料で派遣します。
【お問合せ先】 空き家相談窓口（住宅政策課内）
075-231-2323

検索

D

京町家の耐震診断士派遣

耐震診断士を無料で派遣します。
御希望に応じて、将来的な耐震改修の参考となる基本計画の作成も行います（自己負担2万円）。
【お問合せ先】 京安心すまいセンター
075-744-1631

検索

E

建築基準法の適用除外

京町家などの歴史的建築物に、増築や用途変更などを行うおうする場合、現行の建築基準法の規定に適合させる必要があり、景観的、文化的に価値のある意匠や形態等を保存しながら使い続けることが困難となることがあります。
そこで、本市では、建築物の安全性等の維持・向上を図るにより、建築基準法の適用を除外し、良好な状態で次世代へ継承する取組を進めています。
【お問合せ先】 京都市建築指導課
075-222-3620

検索

B2

京町家なんでも相談

改修、活用、相続など、京町家に関する様々な御相談をお受けします。
相談料：無料
相談方法：窓口、電話、FAX、E-mail
※ 専門的な内容については、窓口での相談の後、京町家相談員が対応します（要予約）。

宅地建物取引士・建築士・大工
不動産鑑定士・土地家屋調査士
弁護士・司法書士・税理士・行政書士

検索

お問合せ先

（公財）京都市景観・まちづくりセンター
電話： 075-354-8701
FAX： 075-354-8704
E-mail: machi.info@hitomachi-kyoto.jp
受付時間：月～土9:00～21:00 日祝9:00～17:00
※第3火曜・年末年始除く
※ 新型コロナウイルス感染拡大状況により開館時間等が変更になることがあります。

F

景観に関する助成制度

良好な景観の形成や歴史的風致の形成に重要なものとして、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物に指定された建造物の修理・修景工事に係る費用の一部を補助します。
※ 景観重要建造物等の指定を受けることで、増築や外観の変更等に許可等が必要となります。
※ 同一年度でのA1指定京町家改修補助金との併用はできません。
【お問合せ先】 京都市景観政策課
075-222-3397

検索

G

文化財等の助成制度

「京都を彩る建物や庭園」に認定・選定された建物の修理等の費用の一部を補助します。
※ 同一年度でのA1指定京町家改修補助金との併用はできません。
【お問合せ先】 京都市文化財保護課
075-222-3130

検索

H

京町家できること集

今ある京町家を“建築基準法に則ってこまに保存・活用することができる”ということや、建築基準法の取扱いで判断に迷われる部分を分かりやすくまとめ、現行の建築基準法に基づいて行うことができる適切な改修方法や手続を解説した「京町家できること集」を作成しました。
【お問合せ先】 京都市建築審査課
075-222-3616

検索

京町家を未来へ

～京町家※1に関する支援制度の御案内～

<支援制度メニュー表>

【A～H】は、問合せ先ごとに支援制度を分類した記号です。
A：まち再生・創造推進室京町家担当，B：（公財）京都市景観・まちづくりセンター，C～H：左記以外

種類	支援制度	京町家	指定地区※2 内の京町家	個別指定 京町家※3	詳細ページ
修理・修景等	A1 指定京町家改修補助金 京町家の保全・継承に必要な改修工事にかかる費用の一部を補助します。	—	○	○	2ページ
	A2 個別指定京町家維持修繕補助金 日常的な維持修繕にかかる費用の一部を補助します。	—	—	○	2ページ
	B1 京町家まちづくりファンド改修助成事業 まちづくりの活動拠点等となる京町家の工事費用の一部を助成します。	○	○	○	4ページ
	A3 京町家マッチング制度 京町家の改修・活用方法、京町家を継承・活用したい方とのマッチングを提案します。	○	○	○	3ページ
	A4 京町家賃貸モデル事業 京都市が京町家を借上げ、公募した事業者に転貸し、活用するモデル事業です。	—	○	○	3ページ
改修・活用支援	B2 京町家なんでも相談 改修、活用、相続など、京町家に関する様々な御相談をお受けします。	○	○	○	4ページ
	C 空き家活用・流通支援専門家派遣 空き家の活用・流通の専門家を無料で派遣します。	○	○	○	4ページ
	D 京町家の耐震診断士派遣 耐震診断士を無料で派遣します。	○	○	○	4ページ
	E 建築基準法の適用除外 京町家などに増築や用途変更などを行うおとする場合に、建築基準法の適用を除外し、景観的、文化的に価値のある意匠や形態等を保存しながら、次世代へ継承する取組を進めています。	○※4	○※4	○※4	4ページ
	A5 個別指定京町家レポート・プレート 御所有の個別指定京町家に関する情報をまとめた資料やプレートを交付します（無料）。	—	—	○	3ページ
資料作成等	B3 京町家カルテ・京町家プロフィール 御所有の京町家に関する情報をまとめた資料を作成します（有料）。	○	○	○	4ページ

その他、景観や文化財の助成制度【F】【G】、京町家の適切な改修方法等を解説した「京町家できること集【H】」があります。

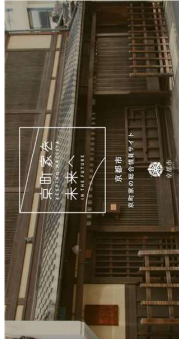
- ※1 平成29年11月に制定した「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」（京町家条例）においては、建築基準法が施行された昭和25年以前に建築された木造建造物で、伝統的な構造及び都市生活の中から生み出された形態又は意匠を有するものを「京町家」として定義しています。
- ※2 指定地区 京都市京町家の保全及び継承に関する条例第16条に基づき指定された地域を指します。
- ※3 個別指定京町家 京都市京町家の保全及び継承に関する条例第17条に基づき指定された京町家を指します。
- ※4 制度の対象建築物に該当するかについては、建物に関する資料等と共に、4ページのお問合せ先へ御相談ください。

京町家の保全・継承をサポートします！

京都の町並み、歴史、文化の象徴である京町家の保全・継承を推進するため、改修工事や維持修繕に対する助成、専門家による相談対応、活用提案を行う事業者団体の紹介等の支援を行っています。

京町家に関する総合情報サイト

京町家の所有者や事業者の方々に向けて、京町家を次世代に引き継いでいただくために役立つ情報をまとめたサイト「京町家を未来へ」を運営しています。京町家条例や支援制度の詳細については本サイトを御覧ください。



京町家を未来へ

検索

指定京町家改修補助金

京町家条例に基づく個別指定や指定地区内の京町家を対象に、京町家の保全・継承に必要なとなる改修工事にかかる費用の一部を補助します。



指定京町家 補助金

検索



改修前



改修後

A2

個別指定京町家維持修繕補助金

京町家条例に基づく個別指定の京町家を対象に、日常的な維持修繕にかかる費用の一部を補助します。

改修後



改修前



A3

京町家マッチング制度

京都市に登録された京町家の取扱い経験が豊富な専門家（登録団体）が、京町家の改修・活用方法、京町家を継承・活用したい方とのマッチングを提案します。



～マッチング活用事例～
活用希望者とのマッチングが成立し、茶道等の文化体験施設として活用されています。



京町家 マッチング

検索

A4

京町家賃貸モデル事業

京町家条例に基づく個別指定及び指定地区内の京町家のうち、京都市の管理であれば活用を希望されるものなどを、京都市が固定資産税及び都市計画税相当額で借上げ、公募した事業者と同額で転貸し、活用に当たって必要となる改修や管理等を行っていただくモデル事業です。賃貸期間終了後は、活用できる状態となった京町家が所有者に返還され、その後も活用することができまます。御関心のある方は京都市まで御連絡ください。



外観（改修前）



外観（改修後）



内部（改修前）



内部（改修後）



京町家賃貸モデル事業

検索

A5

個別指定京町家レポート・プレート

個別指定京町家の所有者の方に京町家の価値を認識していただき、愛着を深め、次代に適切に継承していただくことを目的として、希望される方に、御所有の京町家に関する情報をまとめた「個別指定京町家レポート」やプレートを無料で交付しています。



プレート

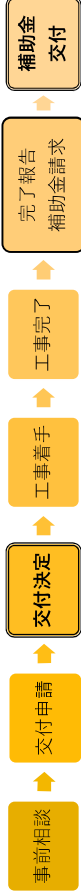
- ・個別指定京町家 1 軒につき 1 枚までとなります。
- ・サイズは 8.5cm×12cm、真鍮製です。



京町家 レポート

検索

申請の流れ



- ・ 必ず交付決定後に工事に着手してください。交付決定前に工事に着手した場合は、補助金を交付できません。
- ・ 毎年度、予算に達し次第、受付を終了します。

※ A1～5の制度には宿泊税やふるさと納税を活用しています。